

# 2021 年 期 実務補習所 考査問題

## 【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている実務補習所において実施した考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<純資産の部・包括利益・過年度遡及>

**問** 資本剰余金は、勘定の性質上、連結貸借対照表数値と個別貸借対照表数値が一致することが多いが、連結調整仕訳が入ることを通じて、差異が生じるケースを2つ答えなさい。

**問** 1株当たり情報の開示内容に関する以下の前提条件に基づき、空欄①～④に当てはまる数字（単位の記載は不要）を答えなさい。なお、②から④の解答に当たっては、解答すべき単位に対し、小数点第3位を四捨五入して、第2位まで算出すること。また、計算結果が小数点第2位以上で割り切れる場合でも、解答欄には第2位まで省略せずに明記すること（例：15.00）。

**【前提条件】**

- (1) ×1年度（×1年4月1日～×2年3月31日）の当期純利益 300,000,000円
- (2) 新株予約権
  - ・行使価格 320円
  - ・発行数 1,200,000個  
（全て行使されたと仮定した場合の普通株式の発行数 1,200,000株）
  - ・普通株式の期中平均株価 500円
- (3) 非累積型配当優先株式
  - ・発行済株式数 400,000株
  - ・×1年度末日を基準日とする剰余金の配当に係る優先配当額 10,000,000円
  - ・配当優先株式1株は普通株式1株に転換可能とする。
- (4) 第1回転換社債型新株予約権付社債（一括法で処理されている。）
  - ・転換価格 200円
  - ・社債発行額（額面） 100,000,000円  
（全て転換されたと仮定した場合の普通株式の発行数 500,000株）
  - ・×1年度の支払利息 5,000,000円
- (5) 期中に転換等による普通株式の発行はなく、残高の増減はなかった。
- (6) 普通株式期中平均株式数 8,000,000株
- (7) 法人税等の法定実効税率 40%

	当期純利益 調整額 (単位：円)	普通株式 増加数 (単位：株)	増加普通株式 1株当たりの 当期純利益 調整額 (単位：円)	1株当たりの 当期 純利益 (単位：円)
新株予約権	( )	( ① )	( )	( ② )
非累積型 配当優先株式	( )	( )	( ③ )	( ② )
第1回転換社債型 新株予約権付社債	( )	( )	( ④ )	( ② )

問 包括利益に関する以下の前提条件に基づき、空欄①～③に当てはまる数字（単位の記載は不要）を答えなさい。なお、計算結果が負の値になる場合には△を付けて解答すること。

【前提条件】

- (1) ×1年度中において有価証券Xを1,000,000円で購入した。
- (2) ×1年度末における有価証券Xの期末時の時価は1,800,000円であった。
- (3) ×2年度末における有価証券Xの期末時の時価は1,350,000円であった。
- (4) ×3年度中において有価証券Xを時価1,100,000円で売却した。
- (5) いずれの年度においても法人税等の法定実効税率は40%とする。

【単位：千円】

	×1年		×2年		×3年	
	増減	期末	増減	期末	増減	期末
<b>【連結貸借対照表】</b>						
純資産の部						
その他の包括利益累計額						
その他有価証券評価差額金		( )		( )		( )
<b>【連結包括利益計算書】</b>						
その他の包括利益						
その他有価証券評価差額金	( )		( )		( ① )	
<b>【注記-連結包括利益計算書】</b>						
その他有価証券評価差額金						
当期発生額	( )		( )		( )	
組替調整額	( )		( )		( ② )	
税効果調整前	( )		( )		( )	
税効果額	( )		( )		( ③ )	
その他有価証券評価差額金	( )		( )		( )	

問 以下の(1)～(4)における事案が生じた場合、会計上の変更のいずれに該当するか以下の語群の中から選んで、カタカナで答えなさい。

- (1) 従来、商品の評価方法について、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用していたが、当年度より総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更した。
- (2) 従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当年度より定額法へ変更した。
- (3) 従来、本社事務所の造作等にかかる建物等について、耐用年数を15年として減価償却を行っていたが、翌年度に本社を移転することを予定しているため、耐用年数を本社事務所の移転の時までとし、将来にわたり変更した。
- (4) 前年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「減価償却費」について、金額的重要性が増したため当年度より独立掲記した。

【語群】

ア：会計方針の変更	イ：表示方法の変更	ウ：会計上の見積りの変更
エ：会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更		

問 「収益認識に関する会計基準」等の適用初年度（2018年会計基準を適用せずに2020年改正会計基準を適用する前提）における、適用方法のパターンを2つ答えなさい。

<資産課税の全体像、相続税法、贈与税、譲渡所得課税概論>

問 相続税の課税根拠といわれる2つの機能を答えなさい。

問 遺産分割の3つの方法を答えなさい。

問 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句又は数字を答えなさい。

- (1) 遺言の形式には普通方式と特別方式があり、普通方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、( ① ) の3種類がある。
- (2) 個人が法人に遺贈をした場合には、遺贈を受けた法人は( ② ) 税法上の所得を構成する。
- (3) 我が国の相続税の課税方式は、( ③ ) 方式を原則としながら、各相続人等が相続等により取得した財産の合計額をいったん法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の財産の取得額に応じて按分する( ④ ) 方式を導入している。
- (4) 我が国の贈与税の課税方式は、相続税の課税方式が( ④ ) 方式を採用していることから、( ⑤ ) 方式を導入している。また、税法上の贈与制度には、( ⑥ ) 贈与と相続時精算課税による贈与とがある。
- (5) 相続税の申告期限は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から( ⑦ ) ヶ月以内であるが、被相続人の当該相続発生年度の所得に関する所得税の申告期限は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から( ⑧ ) ヶ月以内である。
- (6) 贈与税の申告期限は、当該贈与が行われた年の翌年の( ⑨ ) 月( ⑩ ) 日までである。

問 令和4年3月31日に、甲(享年70歳)に相続が発生し、妻乙(68歳)、長男丙(40歳)、次男丁(38歳)が法定相続人である。甲の相続発生時点での財産及び債務は以下のとおりであり、これらの財産に関し、各設問に答えなさい。なお、解答に際し、計算を要するものは全て計算式を記載すること。

(注) 計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

<現在(令和4年3月31日)の甲の財産及び債務の相続税評価額>

1. 甲の財産
 

・現預金	2億5,000万円
・生命保険	6,000万円(被保険者甲、受取人乙)
・自宅土地	1億円
・自宅建物	3,000万円
・その他	1,000万円
2. 甲の債務
 

・借入金	3,500万円
・未払金	200万円

- (1) 基礎控除の金額を計算しなさい。
- (2) 課税遺産総額を計算しなさい。なお、解答に当たって、小規模宅地等の評価の特例は考慮しなくて良い。
- (3) (2)を民法第900条の規定に従って相続する場合の相続税の総額を計算しなさい。
- (4) (3)の結果に従い、民法第900条の規定に従って相続する場合の乙及び丙が負担する相続税額を計算しなさい。

- (5) 乙が3/4、丙及び丁がそれぞれ1/8の財産及び債務を相続とした場合の乙が負担する相続税額を計算しなさい。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

- 問** 甲の直系卑属である乙（贈与時の年齢30歳）は、甲から初年度1,200万円、2年目に1,500万円、3年目に300万円贈与を受け、初年度に相続時精算課税制度を適用して、贈与税の申告をしている。各年度に申告した贈与税の額を示しなさい。解答に際し、計算を要するものは全て計算式を記載すること。なお、各年度にはこれ以外に贈与はなかったものとする。

（注）計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

贈与税（特例贈与財産用）の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

### <所得税法概論>

- 問** 所得税における以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：所得税は個人の所得に対してのみ課される租税であり、居住者のみならず非居住者にも一定の所得については課される。
- イ：所得税の税率は、総合課税においては、所得が増加するにつれて、その増加分に順次高い税率を適用する超過累進税率が適用される。

- ウ：所得税においては、非課税や免税となる所得があり、これらは社会政策・産業政策その他の見地から設けられたものであるため、確定申告は不要である。
- エ：所得税法上の所得とは、1年間に形成された各人の経済力の増加であると一応定義され、その所得の起因となった行為は適法であることを前提としており、窃盗や横領など犯罪による収入は所得とはならない。

**問** 次の各問について、所得税が課税されるものは「○」、課税されないものは「×」と答えなさい。

- (1) 健康のために徒歩通勤に切り替えたが、引き続き勤務先より地下鉄最短区間1か月分の定期代を通勤手当として月額6,000円を受領している。
- (2) 雇用保険法に基づく失業等給付30万円を受領した。
- (3) 飲食店を営む個人事業者が、新型コロナウイルス感染拡大防止の飲食店営業自粛による時短営業の協力金として50万円を受領した。
- (4) 交通事故により負傷し、就労できなかったため、加害者より今月分の給与の補償として35万円を受領した。
- (5) 路上で遺失物を拾得し持ち主から報奨金として70万円を受領した。
- (6) 自動車が店舗に突入し、破損した棚卸資産の補償として120万円を受領した。

**問** 次の各問について、下記ア～コの中から該当するものを選びなさい。

ア：利子所得、イ：配当所得、ウ：不動産所得、エ：事業所得、オ：給与所得、カ：譲渡所得、キ：一時所得、ク：雑所得、ケ：退職所得、コ：ア～ケ以外

- (1) 飲食店業を営む者が友人に貸した金銭の利子
- (2) 不動産業者が販売目的で所有する不動産を一時的に貸し付けた場合の所得
- (3) 夫の死亡により夫の勤務先から妻に夫が死亡した翌月に支払われた退職金
- (4) 金融業を営む個人事業者が事業資金から預金した定期預金の利子
- (5) 営業用のトラックを売却したことによる売却益
- (6) 自己が契約者の生命保険契約を満期一時金に代えて年金で受取る場合の所得

**問** 不動産所得にかかる以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：18室のアパートを夫婦共有（夫持分60%、妻持分40%）で賃貸している場合、夫婦二人ともそれぞれ青色申告特別控除（記帳、電子申告等の各要件は満たす）は最高65万円の控除が受けられる。
- イ：不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額は、不動産の貸付が事業的規模に満たない場合は他の所得と損益通算することができない。
- ウ：不動産所得と事業所得の両方がある者の青色申告特別控除65万円（要件は満たす）は、不動産の貸付が事業的規模に満たない場合、まず不動産所得から10万円を限度に控除し、残額55万円を限度に事業所得から控除する。
- エ：事業的規模に満たない不動産の貸付を行っている場合、青色事業専従者給与額を必要経費に算入することはできないが、専従者1人につき最高50万円（配偶者である専従者については最高86万円）の事業専従者控除であれば必要経費に算入できる。

**問** 所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も不適切なものを一つ選びなさい。

- ア：所得税では、納税者が事業用の固定資産の減価償却費を必要経費に算入しないで所得の計算をしても、必ず必要経費に算入するが、開業費（繰延資産）は任意償却により必要経費に算入することもできる。

- イ：妻の所有する店舗で事業を営む個人事業主が、妻に対して支払った店舗の賃借料は必要経費に算入することはできないが、妻の支払った店舗の固定資産税や修繕費は必要経費に算入される。
- ウ：事業的規模に満たない不動産の貸付を行っている納税者が、当該資産を取り壊した場合、取り壊した資産の未償却残高に相当する除却損及び支払った解体費用は、当年分の不動産所得を限度して必要経費に算入される。
- エ：青色事業専従者に支払う給与を必要経費に算入する場合、原則として実際に給与を支給することが必要となるが、白色申告における事業専従者控除額は実際に支払わなくても必要経費に算入できる。

**問** 居住者甲の令和3年分の合計所得金額に算入される金額を各々計算しなさい（金額がない場合は「—」とし、損失の場合は金額の前に△を付すこと）。なお、甲は青色申告事業者であり、記帳、電子申告等の要件は満たしている。

- (1) 甲は、卸売業を営んでおり、令和3年中の事業収入は180万円、必要経費は200万円であった。
- (2) 甲は、アパート7室の貸付も行っており、令和3年中の賃貸料収入は120万円、必要経費は90万円であった。
- (3) 甲は、令和3年中に以下の資産を譲渡した。

譲渡資産	譲渡年月日	譲渡価額	取得年月日	取得価額	譲渡費用
金地金	R3.4.25	100万円	H29.12.10	40万円	—
ゴルフ会員権	R3.5.12	300万円	H11.10.15	120万円	20万円

- (4) 甲は、令和3年中に以下の生命保険契約の満期により、一時金を受取った。

種類	契約者	満期日	満期保険金	保険料累計
養老保険	甲	R3.6.10	250万円	180万円

- (5) 甲の令和3年中のその他の状況は以下のとおりであった。

内容	所得	摘要
厚生年金保険法による年金	40万円	公的年金等控除額後
昨年の所得税の還付加算金	1万円	国税通則法第58条1項
暗号資産の売買損益	▲80万円	決済による損益確定分

- (6) 以上(1)～(5)から甲の令和3年分の合計所得金額を計算しなさい。

**問** 居住者甲（総所得金額等が900万円）の令和3年分の医療費控除額を計算しなさい。なお、医療費は全て甲自身又は同一生計者の令和3年中の医療費で、全て甲が負担している。

内容	金額	診療等日	支払方法	補てん額
骨折による治療・入院費	350,000円	R3.10.11	当日現金	400,000円
インフルエンザの予防接種	10,000円	R3.10.20	当日現金	—
人間ドック費用(下記癌発見)	90,000円	R3.11.12	当日カード※	—
高度先進医療による癌治療代	500,000円	R3.12.25	当日カード※	200,000円
自費による虫歯の歯科治療費	80,000円	R3.12.28	翌月振込	—

※クレジットカードの決済日は、月末締め翌月20日支払い

**問** 令和3年の所得控除の記述として、正しいものには「○」、誤っているものには「×」と答えなさい。

- (1) 障害者控除は、居住者自身が障害者である場合、居住者自身の所得制限は一切ないが、居住者と生計を一にする配偶者や親族について障害者控除を受けるには、当該配偶者や

親族の合計所得金額が 48 万円以下でなければならない。

- (2) 給与所得 2,000 万円の他に上場株式等の配当所得が 600 万円ある納税者は、当該配当につき確定申告不要制度を選択すれば基礎控除の適用を受けることができる。
- (3) 居住者が令和 3 年から 5 年までの 3 年分の国民年金保険料を一括払いした場合は、令和 3 年分の社会保険料控除として一括控除するが、選択により各年分毎の社会保険料控除とすることもできる。
- (4) 青色事業専従者として給与の支払いを受ける者は、合計所得金額が 48 万円以下であれば、支払者以外の生計を一にする親族の控除対象扶養親族になることはできる。
- (5) 同居する父を毎年の確定申告において控除対象扶養親族としてきたが、父が令和 3 年 12 月 25 日に死亡した場合、令和 3 年は控除対象扶養親族とすることはできない。
- (6) 居住者がひとり親控除を受けるには生計を一にする子を有することが要件の一つとなるが、夫と離別した後婚姻をしていない者が寡婦控除を受けるには、扶養親族を有すればよく、子に限られない。

**問** 青色申告及び確定申告についての記述として、正しいものには「○」、誤っているものには「×」と答えなさい。

- (1) 上場株式等の配当（大口株主等を除く）50 万円を有する居住者は、当該配当について申告不要制度を選択しても、生計を一にする親族の控除対象扶養親族となることができない。
- (2) 白色申告者である親からの相続により事業を承継した者が、その年分から青色申告の承認を受けようとする場合、新たに業務を開始したときと同様に、事業を承継した日から 2 か月以内に青色申告承認申請書を所轄税務署長に提出する必要がある。
- (3) 令和 3 年中に死亡した青色申告者である納税者の令和 3 年分の所得税の準確定申告において、65 万円の青色申告特別控除を受けるには、納税者の相続人は、令和 4 年 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に申告を行わなければならない。
- (4) 給与収入が 1,200 万円（一の勤務先のみ給与で年末調整済み）で、他に自身が契約し受け取った満期保険金 500 万円（掛け金 420 万円）以外に他の所得がない居住者は、確定申告をしないことができる。
- (5) 上場株式等の配当（大口株主等を除く）を有する者が、当該配当を含めずに確定申告をしていた場合、その後において法定申告期限から 5 年以内であれば、更正の請求により還付を受けることができる。
- (6) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した居住者は、支払者が所得税、復興特別所得税、住民税の源泉徴収を行っている場合、金額の多寡にかかわらずあえて確定申告する必要はない。その場合、控除対象扶養親族や基礎控除の判定の基準となる合計所得金額には算入されない。

#### <消費税法概論、消費税法の実務>

**問** 消費税に関する以下の文章について、正しいければ「○」を、誤りがあれば「×」を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 事業者は、課税資産の譲渡がない課税期間においても、還付を受けるための申告書を提出することができる。
- (2) 「特定役務の提供」とは、資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇等の役務の提供をいう。
- (3) 課税仕入れ等に係る資産が盗難にあった場合、結果的に資産の譲渡等を行うことができ



なくなるため、当該課税仕入れ等について税額控除をすることができない。

- (4) 輸入取引の納税義務者は、事業者のみであり、消費者個人が輸入者である場合は、納税義務者とならない。
- (5) 消費税の会計処理について、税込経理方式か税抜経理方式かによって、損益計算に差が生じることがある。
- (6) 消費税の免税事業者は、税込経理方式か、税抜経理方式かを、任意に選択することができる。
- (7) 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、簡易課税方式による税額控除を行わなければならない。
- (8) 土地の譲渡に係る仲介を行い、その手数料を受け取った。この取引は、消費税法上、非課税取引である。

**問** 令和 4 年（課税期間）が課税事業者になるかどうかを判定するために、基準期間の課税売上高を算出しようとしている。次の前提条件で、令和 2 年（基準期間）の課税売上高が何円となるか、解答用紙に計算過程とともに記入しなさい。

（注）計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

（前提条件）

令和 3 年までは免税事業者であった。

令和 2 年の数値は次のとおりであった。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 商品総売上高 | 14,000,000 円 |
| (2) 売上値引高  | 500,000 円    |
| (3) 売上返品高  | 1,000,000 円  |
| (4) 貸倒損失額  | 1,500,000 円  |
| (5) 仕入割引高  | 400,000 円    |

**問** 次の前提条件で、「課税資産の譲渡等の対価の額」に含めるべき金額が何円か、解答用紙に記入しなさい。なお、本問 3 の(前提条件)の数値は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額である。

（前提条件）

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 事業用のトラックの売却価額 | 630,000 円 |
| (2) 事業用のトラックの帳簿価額 | 500,000 円 |
| (3) 事業用のトラックの売却利益 | 130,000 円 |

**問** 以下の文章を読み、空欄①及び②に当てはまる金額を解答用紙に記入しなさい。

百貨店 A は、B 社と消化仕入契約を締結している。

百貨店 A は、顧客に 1 個当たり 20,000 円（消費税等抜き）で、卸値仕入値 1 個当たり 18,500 円（消費税等抜き）の商品を 2 個販売した。

百貨店 A は、自らをこの消化仕入れに係る取引における代理人に該当すると判断し、会計上、手数料収入 3,000 円を計上していた。

なお、消費税等の率は 10% とする。

消費税の取扱いにおいては、百貨店Aにおける、この取引についての課税売上げの対価の額は、（ ① ）円、  
課税仕入れの対価の額は、（ ② ）円となる。

**問** 次の前提条件で、本則課税による令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書（第一表、付表1-3及び付表2-3）を作成しなさい。

ただし、付表2-3の⑧欄（課税売上割合）は、%表示した上で小数点第2位以下の端数切捨て、によること。

（前提条件）

- (1) 業種は卸売業である。
- (2) 令和2年の課税売上高は、20,000,000円であった。
- (3) 会計処理は税込経理方式を採用している。
- (4) 中間申告納付税額は0円である。
- (5) 損益の内容は次のとおりである。

①商品売上高	30,001,000円
非課税取引	1,000円
軽減税率適用分	27,500,000円
標準税率適用分	2,500,000円
②課税仕入高	
軽減税率適用分	13,570,000円
標準税率適用分	1,930,000円

### <法人税法（各論・総合演習）>

**問** A株式会社（以下「当社」という。）は、自動車部品製造業を営む非同族会社（非上場会社）であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（以下「当期」という。）の事業年度に関する以下の【問1】から【問3】に答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

**【問1】** 以下の[所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋）]の(1)から(27)までの金額を解答用紙の解答欄の「総額」欄及び「処分」欄にそれぞれ記入して答えなさい。

**【問2】** 以下の[確定申告納付税額の計算（別表一・抜粋）]の(28)から(39)までの金額を解答用紙の解答欄にそれぞれ記入して答えなさい。

**【問3】** 当社は甲株式会社（以下「甲社」という。）から自己株式を取得した。自己株式取得による当社及び甲社の法人税法上の取扱いを解答用紙の解答欄に記入して答えなさい。

- ① 当社の自己株式取得直前の資本金等の額及び利益積立金額は次のとおりである。

資本金等の額	500,000,000円
利益積立金額	1,158,981,184円

- ② 当社の自己株式取得直前の発行済株式総数（自己株式の保有はない）は100,000株である。
- ③ 甲社は数年前より次の当社の株式を継続して保有しており、令和4年2月20日に保有する全株式を当社に譲渡した。譲渡価額は1株8,000円（適正な時価）、総額16,000,000円

円である。

甲社の保有する当社の株式数 2,000 株

甲社の当社株式の取得価額（総額）12,000,000 円

[解答上の留意事項]

1. 【問1】について、金額がゼロのとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しないこと。また、「処分」欄のうち記入を要しない箇所についても、何も記入しないこと。
2. 【問2】について、「所得金額又は欠損金額」の金額は千円未満の端数を切り捨て、「差引所得に対する法人税額」の金額は百円未満の端数を切り捨てて計算すること。また、地方法人税額の計算の「基準法人税額」は千円未満の端数を切り捨て、「差引確定地方法人税額」は百円未満の端数を切り捨てて計算し、金額がゼロ又は該当がないときは解答欄に「なし」と記入すること。また、別途の指示がない限り、計算過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。
3. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部を変更したものである。
4. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ当社の当期に納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて所得を計算すること。
5. 以下の資料に示されている金額は全て消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
6. 過去の全ての法人税及び地方法人税の確定申告は、各期の課税所得及び税額を最も少なくなる方法で適法になされているものとする。
7. 当期の確定申告に当たって必要となる明細の記載及び証明書の添付その他の手続きは、いずれも適法に行われているものとする。
8. 当社は、申告期限について1か月延長の特例を受けている。
9. 当社は、産業競争力強化法上の認定事業適用法人には該当しない。
10. 問題文及び解答用紙で「\*\*\*」と記載されている箇所は、金額は不明なものとして解答しなさい。
11. 問題文中、消費税及び地方消費税は「消費税等」、源泉所得税及び復興特別所得税は「源泉所得税等」と省略している。
12. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。

[所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋）]

（単位：円）

区分		金額
当期利益又は欠損金額		(1)
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	(2)
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	(3)
	損金経理をした納税充当金	(4)
	租税公課のうち損金不算入額	(5)
	役員分給与（報酬分）の損金不算入額	(6)
	役員分給与（賞与分）の損金不算入額	(7)
	従業員賞与分の損金不算入額	(8)
	損金不算入の賞与引当金（従業員分）繰入額	(9)
	交際費等の損金不算入額	(10)

	貸倒損失のうち損金不算入額	(11)
	土地取得のための経費の損金不算入額	(12)
	法人税等調整額	(13)
	その他の加算項目	***
	小計	124,530,600
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	(14)
	B 株式受取配当等の益金不算入額	(15)
	C 株式受取配当等の益金不算入額	(16)
	D 株式受取配当等の益金不算入額	(17)
	E 株式から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	(18)
	役員賞与引当金繰入額認容	(19)
	賞与引当金（従業員分）繰入額認容	(20)
	土地取得のための経費の減算額	(21)
	法人税等調整額	(22)
	その他の減算項目	***
		小計
仮計		(23)
法人税から控除される所得税額		(24)
合計		(25)
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（解答欄の金額には△は付さない）		(26)
所得金額又は欠損金額		(27)

[確定申告納付税額の計算（別表一・抜粋）]

（単位：円）

法人税額の計算			
所得金額又は欠損金額（千円未満切り捨て）			(28)
所得金額と 800 万円×12/12 のうち少ない金額の 15%相当額			(29)
その他の所得金額の 23.2%相当額			(30)
法人税額計			(31)
控除税額			(32)
差引所得に対する法人税額（百円未満切り捨て）			(33)
中間申告分の法人税額			(34)
差引確定法人税額			(35)
地方法人税額の計算			
基準法人税額 （千円未満切り捨て）	(36)	差引地方法人税額 税率 10.3%	(37)
中間申告分の地方法人税額	(38)	差引確定地方法人税額 （百円未満切り捨て）	(39)

[資料1] 計算書類（一部抜粋）

1. 損益計算書（一部抜粋）（単位：円）

(省略)	
税引前当期純利益	140,530,000
法人税、住民税及び事業税	32,661,879
法人税等調整額	13,400,000
当期純利益	94,468,121

2. 株主資本等変動計算書（一部抜粋）（単位：円）

	資本金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	500,000,000	25,000,000	100,000,000	800,000,000
当期変動額				
剰余金の配当				△12,000,000
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		1,200,000		△1,200,000
当期純利益				94,468,121
当期変動額合計	—	1,200,000	—	81,268,121
期末残高	500,000,000	26,200,000	100,000,000	881,268,121

[資料2] 税金等の納付及び経理処理の状況

当社の当期の税金等の納付及び経理処理の状況は、以下の表のとおりである。

なお、以下の表において正の数値は借方金額を、△が付されている金額は貸方金額である。

（単位：円）

	損益計算書		貸借対照表
	租税公課	法人税、住民税及び事業税	未払法人税等
期首残高	—	—	△24,800,000
前期分の確定納付			
法人税			13,289,400
地方法人税			1,393,800
住民税			2,370,100
事業税（所得割）			784,700
事業税（付加価値割）			4,378,700
事業税（資本割）			902,400
特別法人事業税			1,609,200
当期分の中間納付			
法人税		13,736,100	
地方法人税		1,426,800	
住民税		1,705,700	
事業税（所得割）		684,100	
事業税（付加価値割）	2,957,500		
事業税（資本割）	1,312,500		
特別法人事業税		1,506,000	
その他	(注2) ***	—	—
源泉所得税等（注1）	—	203,179	—

期末における法人税、住民税及び事業税の確定納付額の見積計上	5,200,000	13,400,000	△18,600,000
期末残高	***	32,661,879	△18,671,700

(注1) 社債及び預金の利子及び配当金に係る源泉所得税等である。

(注2) 租税公課のその他には、次のものが含まれている(単位:円)。

①	申告期限延長に係る利子税	11,000
②	従業員が業務上の車両の運転により課された交通反則金	12,000
③	控除対象外消費税等(資産にかかるものはない)	334,000

[資料3] 配当及び受取利息に係る事項(単位:円)

銘柄	区分	上場・非上場の別	配当等の額	源泉所得税等の金額	当社の持株割合	
B株式	剰余金の配当	非上場	300,000	61,260	8%	(注1)
C株式	剰余金の配当	上場	200,000	30,630	0.1%	(注1)
D株式	剰余金の配当	非上場	500,000	102,100	100%	(注1)
E株式	剰余金の配当	非上場	250,000	—	30%	(注2)
F社債	社債の利子	非上場	40,000	6,126	—	(注3)
銀行預金	預金利息	—	20,000	3,063	—	—
合計			1,310,000	203,179		

(注1) B株式、C株式及びD株式については、いずれも数年前に取得したもので、この配当に係る計算期間の初日から末日まで継続して「当社の持株割合」の欄記載の割合の株式を保有している。

(注2) E株式については、数年前から継続してX国に所在する当該持株割合分の株式を保有している。X国の当該配当に係る源泉課税については、X国との租税条約により免税とされている。なお、この配当はX国において損金の額に算入されない。

(注3) F社債利子の計算期間は令和3年1月1日から令和3年12月31日であり、令和3年10月1日に取得したものである。

[資料4] 役員及び従業員給与に係る事項(単位:円)

氏名	役職名	当期に支給した金額			
		役員分(注1)		従業員分	
		報酬(注2)	賞与(注3)	給与(注4)	賞与(注5)
G	代表取締役社長	18,000,000	3,000,000	—	—
H	専務取締役	12,000,000	2,000,000	—	—
I	常務取締役総務担当	3,600,000	360,000	6,000,000	1,500,000
J	取締役営業部長	2,400,000	240,000	4,800,000	1,200,000
K	監査役(常勤)	9,600,000	—	—	—
L	監査役(非常勤)	600,000	—	—	—
	その他の従業員分	—	—	108,000,000	27,000,000
	合計	46,200,000	5,600,000	118,800,000	29,700,000

(注1) 役員報酬(賞与も含む)は株主総会での適法な決議に基づき決定されており、不相当に高額なものはない。また、所轄の税務署長には役員給与に関する届出書は何ら提出していない。

(注2) Lを除き、令和3年4月から令和4年3月まで毎月同額を支給したものである。Lの報酬は、株主総会での決議に基づき、令和3年9月20日及び令和4年3月20日にそれぞれ300,000円が支給されたものである。

(注3) 役員分賞与については、前期末に役員賞与引当金として費用計上したものであり、令和3年6月の株主総会での承認後、引当額と同額を支給している。

(注4) I及びJへの支給額は令和3年4月から令和4年3月まで同額である。

(注5) 年2回の従業員賞与の支給に備えるため、賞与引当金を計上している。前期末の賞与引当金残高は14,000,000円、当期末の賞与引当金残高は15,000,000円である。

#### [資料5] 交際費等に関する事項

当期に交際費に計上した金額は次のとおりであり、括弧内の金額は、このうち接待飲食費に該当するものである。

売上原価	1,500,000円(500,000円)
販売費及び一般管理費	3,500,000円(1,500,000円)

#### [資料6] 貸倒損失に関する事項

- ① M社に対する当期末貸付金残高は8,000,000円(令和4年2月28日発生)であったが、M社が令和4年3月25日に民事再生手続開始決定を受けたことから、その全額を貸倒損失に計上した。
- ② N社に対する当期末貸付金残高は6,000,000円であったが、N社の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになったので(担保物はない)、その全額を貸倒損失に計上した。

#### [資料7] 固定資産の取得に関する事項

令和3年7月1日に工場建設用地としてP土地を取得した。このP土地の取得に関して支出した金額の内訳及びその経理処理は次のとおりである。

経理処理	内容	金額(円)
土地に算入	土地の売買金額	100,000,000
	不動産取得税	2,100,000
経費処理	所有権移転登記に係る登録免許税	1,400,000
	所有権移転登記に係る司法書士報酬	200,000
	不動産会社へ支払った仲介手数料	3,060,000
	固定資産税及び都市計画税相当額の日割負担額	490,000

#### [資料8] 欠損金に関する事項

発生事業年度	控除未済青色欠損金額(単位:円)
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	70,000,000
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	80,000,000
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	60,000,000

< 法人税法（組織再編税制） >

※各問題で登場する企業や個人は、各問題のみで使用されるものであり、互いに関連しないので注意すること。

**問** 以下の文章の内容が正しければ解答欄に「○」を、誤っていれば「×」を記入しなさい。なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

(1)	<p><b>【適格要件－対価】</b>          甲社はA社及びB社の発行済株式数の50%を保有しており、乙社も甲社と同数のA社及びB社の株式を保有している。また、甲社と乙社の間には完全支配関係及び支配関係は存在しない。          A社を合併法人、B社を被合併法人とする合併を行うに際して、A社がB社の株主に対して対価を交付しない場合は、非適格合併に該当する。</p>
(2)	<p><b>【適格要件－スクイズアウト】</b>          株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式の2/3以上を保有している場合、株式交換の対価として株式交換完全子法人の他の株主に対して金銭等のみを交付したとしても、金銭等の交付を原因として非適格株式交換に該当することはない。</p>
(3)	<p><b>【適格要件－完全支配関係】</b>          株主Aは、甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社（分割法人）が単独新設分割型分割を行い、株主Aは分割対価として乙社（分割承継法人）の発行済株式の全部のみを取得した。          株主Aは、分割後甲社の株式の全部を譲渡する見込みであるが、乙社の株式については全部を継続保有する見込みである。この場合、分割法人と分割承継法人の間の完全支配関係の継続が見込まれていないため、非適格分割に該当する。</p>
(4)	<p><b>【適格要件－現物分配・株式分配】</b>          株主A（個人）は甲社の発行済株式の全部を保有しており、甲社は乙社の発行済株式の全部を保有している。          この度、甲社は剰余金の分配として乙社株式の全部を株主Aに交付した。この現物分配は完全支配関係内で行われているため、適格現物分配に該当する。</p>
(5)	<p><b>【適格要件－支配関係】</b>          甲社は乙社の発行済株式の60%を保有している。甲社は乙社を吸収合併し、合併の対価として甲社株式を乙社の株主（甲社を除く）に交付した。          合併時点においては乙社の主要な事業の継続及び従業員の概ね80%以上の継続従事が見込まれていたが、その後予期せぬ世界情勢及び経済環境の急変があり、合併事業年度の確定申告期限前においては乙社の主要な事業の継続は見込まれないこととなった。この合併は非適格合併に該当する。</p>
(7)	<p><b>【適格要件－共同事業要件】</b>          甲社（合併法人）は乙社（被合併法人）を吸収合併し、対価として甲社株式を交付する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、また、乙社には発行済株式の過半数を保有する支配株主は存在しない。          本件合併は共同事業要件により適格合併か否かを判断する。要件の一つに株式継続保有要件があるが、本件合併においては、乙社株主のうち合併により交付を受けた甲社株式の全部を継続保有する見込みの株主が過半数以上見込まれることが必要である。</p>



(8)	<p><b>【適格要件－共同事業要件】</b></p> <p>甲社（株式交換完全親法人）と乙社（株式交換完全子法人）は株式交換を行い、甲社は対価として甲社株式を交付する。株式交換前において甲社と乙社の間には支配関係は存在していない。</p> <p>本件株式交換は共同事業要件により適格株式交換か否かを判断する。要件の一つに特定役員引継要件があるが、本件株式交換においては乙社の特定役員の全てが株式交換にともなって退任しないことが見込まれることが必要である。</p>
-----	--

**問** 甲社は乙社を吸収合併した。甲社と乙社に資本関係・持株関係はなく、乙社の合併直前の税務上の貸借対照表（合併にかかる課税計算前）とその他の前提条件は以下のとおりである。

乙社税務貸借対照表（単位：円）

資産	700,000	負債	200,000
（時価 1,000,000）		資本金等	100,000
		利益積立金	400,000

- 甲社は合併の対価として自社の新株のみを交付し、交付された甲社の新株の時価は1,000,000円であった。
  - 乙社株主が保有する乙社株式の簿価は120,000円であった。
  - 合併による未払税金を計算する際の法人税等（事業税等は除く）の税率は30%とし、源泉所得税等の法人税等以外の税金の処理は無視する。
- ◆ 当該合併が「適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～②に当てはまる金額（単位：円）を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「－」と解答し、円未満の端数が生じる場合は端数を切捨てして解答しなさい。

**【甲社の合併受入仕訳】**

資産		/	負債	
			合併による未払税	
			資本金等	①
			利益積立金	

**【乙社株主の仕訳】**

甲社株式	②	/	乙社株式	
			みなし配当	
			株式譲渡損益	

- ◆ 前提条件の一つ目を、「甲社は合併の対価として自己の新株と金銭を交付し、交付された甲社の新株の時価は1,000,000円、交付金銭は200,000円であった。」と読み替えなさい。その上で、当該合併が「非適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄③～⑩に当てはまる金額（単位：円）又は項目名を解答しなさい。⑩については譲渡損である場合は金額を負数で示しなさい。なお、項目名又は金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、円未満の端数が生じる場合は端数を切捨てして解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

資産		負債	
( ③ )	④	合併による未払税金	⑤
		現金	
		資本金等	⑥
		利益積立金	⑦

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	⑧	乙社株式	
現金		みなし配当	⑨
		株式譲渡損益	⑩

問 以下の設問に答えなさい。なお、問題中の金額数値の単位はすべて千円である。

1. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	欠損金額△150,000	欠損金の当期控除額30,000 繰越欠損金額残高△120,000	欠損金の当期控除額75,000 繰越欠損金額残高△45,000	
	株式買収により支配関係が発生(以後継続)			吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△10,000	欠損金△8,000	欠損金△1,000	欠損金△500 繰越欠損金残高△19,500

(その他の前提)

- ・吸収合併は支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は200,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

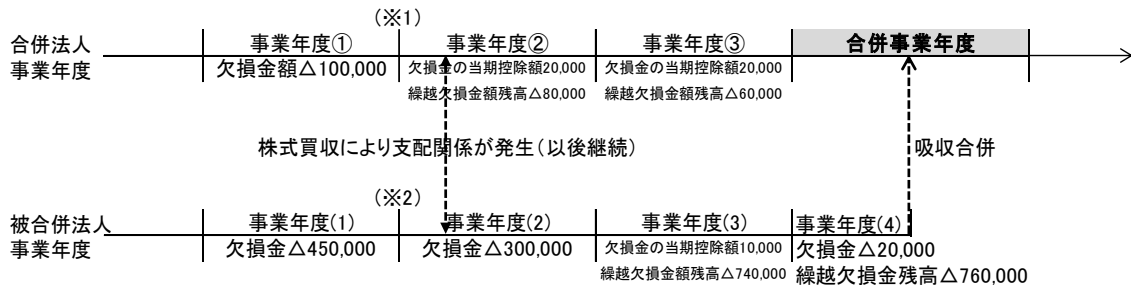
2. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	所得金50,000	所得金額30,000	所得金額100,000	
	株式買収により支配関係が発生(以後継続)			吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△100,000	欠損金△300,000	欠損金△40,000	欠損金△5,000 繰越欠損金残高△445,000

(その他の前提)

- ・吸収合併は支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△150,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額200,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

3. 以下の場合において、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。



（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)で生じた欠損金のうち、△200,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は1,000,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は50,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み損)は180,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

### <法人税法（グループ法人税制・グループ通算制度）>

**問** グループ法人税制に関する以下の(1)～(4)の記述は全て誤りを含んでいる。誤っていると考えられる箇所について、解答用紙にその理由を書きなさい。

- (1) グループ法人税制は単体課税制度の特例として位置づけられることから、その適用に当たっては納税者による選択が必要である。
- (2) グループ法人税制は、完全支配関係のある内国法人間の取引について適用されるが、この「完全支配関係」には、当事者間の完全支配の関係（外国法人を経由するものを除く）のほか、一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係も含まれる。
- (3) 譲渡損益の繰延べ対象となる「譲渡損益調整資産」とは、固定資産、土地、有価証券（売買目的有価証券を除く）、金銭債権及び繰延資産のうち、譲渡直前の含み損益が1,000万円以上のものをいう。
- (4) 法人（外国法人を含む）による完全支配関係のある法人（外国法人を含む）間で寄附が行われた場合、寄附金は全額損金不算入、受贈益は全額益金不算入とされるほか、その子法人の株式を有する法人にあっては、その株式の税務上の帳簿価額を修正する必要がある（寄附修正）。

**問** 連結納税制度及びグループ通算制度に関する以下の文章の空欄①～⑥に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。

- (1) 連結親法人による完全支配関係成立日以後（①）ヶ月以内に完全支配関係を有しなくなることにより連結グループから離脱する法人（連結グループ内の合併による離脱、及び、完全支配日の属する連結親法人事業年度終了の日後に完全支配関係を有しなくなることにより離脱するものを除く）の有する資産は、時価評価対象資産から除かれる。
- (2) 連結欠損金には（②）連結欠損金と（③）連結欠損金があり、（②）連結欠損金は連結所得の金額から控除が可能であるのに対し、（③）連結欠損金はその欠損金が生じた連結法人の（④）の金額からのみ控除が可能である。
- (3) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度より適用されるグループ通算制度では、各（⑤）が納税義務を負うこととなるほか、（⑤）相互間で連帯納付責任を負う。
- (4) グループ通算制度から離脱する法人の株式の離脱直前の帳簿価額は、原則として、その離脱法人の（⑥）に相当する金額とされる。

問 以下の資料を読み、空欄①～⑦に当てはまる数字を答えなさい。

- ※1 解答欄には正の数を記入すること。
- ※2 解答すべき金額がゼロの場合には、解答欄に「－」を記入すること。
- ※3 計算結果に千円未満の端数が生じる場合には、小数点以下第1位未満を四捨五入し、小数点以下第1位まで解答すること。

<資料>

- ・ 内国法人A社は令和4年1月1日に帳簿価額50,000千円の機械装置を完全支配関係のある内国法人B社に20,000千円で譲渡した。
- ・ A社は機械装置の減価償却方法として定額法を採用しており、当該機械装置について法定耐用年数12年で減価償却を行っていた。
- ・ B社は機械装置の減価償却方法として定率法を採用しており、当該機械装置について中古資産の耐用年数である8年で減価償却を行う。
- ・ A社、B社ともに税法どおりに減価償却を行い、償却不足額や償却超過額はない。
- ・ A社、B社ともに12月末日を決算日としている。
- ・ 定額法及び定率法の償却率は下表のとおりである。

耐用年数	定額法	定率法
8年	0.125	0.250
12年	0.084	0.167

1. 令和4年度にA社で必要となる加算調整額 ( ① ) 千円
2. 令和4年度におけるB社の減価償却費 ( ② ) 千円
3. 令和5年度におけるB社の減価償却費 ( ③ ) 千円
4. 繰延譲渡損益戻入額の計算方法としてA社が原則法を採用した場合  
 令和4年度においてA社で必要となる減算調整額 ( ④ ) 千円  
 令和5年度においてA社で必要となる減算調整額 ( ⑤ ) 千円
5. 繰延譲渡損益戻入額の計算方法としてA社が簡便法を採用した場合  
 令和4年度においてA社で必要となる減算調整額 ( ⑥ ) 千円  
 令和5年度においてA社で必要となる減算調整額 ( ⑦ ) 千円

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning